

男女共同参画に関する企業の取組状況調査結果について

【調査の概要】

(1) 調査の目的

本調査は、呉市内企業の経営者や人事担当責任者に対し、「職場における男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」に関わる意識をお尋ねし、今後の市の施策に反映させることを目的に実施した。（平成19年度より継続実施）

(2) 調査の設計

- ①調査区域 呉市全域
- ②調査対象 市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
- ③標本数 324事業所
- ④調査方法 郵送配布・FAX回収
- ⑤調査期間 平成30年8月16日～9月21日

(3) 回収結果

A. 発送数	B. 宛先不明・事務所移転等	C. 回収数	D. 回収率 [C÷(A-B)]
324事業所	0事業所	137事業所	42.3%

【調査結果】

I 回答事業所における女性の就業状況

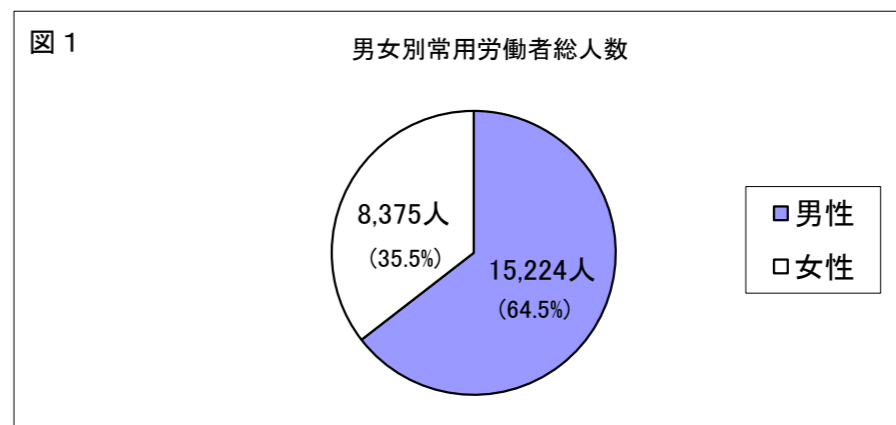
(1) 回答いただいた137事業所の事業内容、常用労働者総人数、規模別事業所数

業種別	件数	割合(%)	就労人数計	内女性	管理職	内女性	1～30人	31～50人	51～100人	101～300人	301人以上	小計
建設業	16	11.7	1,179	134	279	3	7	3	4	1	1	16
製造業	37	27.0	9,519	1,236	1,022	16	4	5	12	7	9	37
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1.5	115	19	10	0	0	1	1	0	0	2
情報通信業	1	0.7	48	12	7	0	0	1	0	0	0	1
運輸・郵便業	13	9.5	981	73	71	8	1	7	1	4	0	13
卸売・小売業	13	9.5	2,692	1,749	163	9	2	4	2	3	2	13
金融・保険業	4	2.9	764	363	70	6	3	0	0	0	1	4
不動産業・物品賃貸業	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	5	3.6	833	71	57	0	1	1	1	0	2	5
宿泊・飲食サービス業	1	0.7	14	9	2	2	1	0	0	0	0	1
生活関連サービス業、娯楽業	2	1.5	309	178	19	2	0	0	1	1	0	2
教育、学習支援業	3	2.2	346	145	31	6	0	0	1	2	0	3
医療・福祉	23	16.8	4,913	3,601	370	148	1	3	4	10	5	23
複合サービス業	2	1.5	518	269	58	6	0	0	0	1	1	2
サービス業(他に分類されないもの)	15	10.9	1,368	516	165	14	5	1	5	3	1	15
合計	137	100.0	23,599	8,375	2,324	220	25	26	32	32	22	137

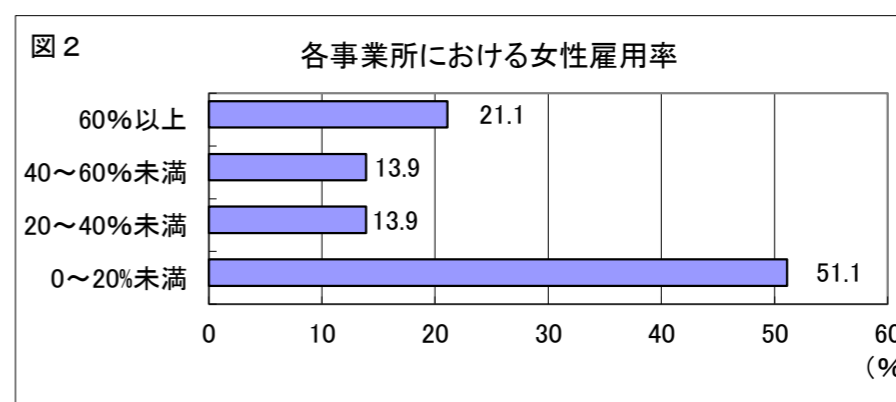
常用労働者総人数とは？

期間の定めなく雇用されている労働者及び一定の期間を定めていても、その雇用期間が反復更新され、事実上定めなく雇用されている労働者の数。(パートタイム労働者を含む。派遣・請負労働者は除く。)

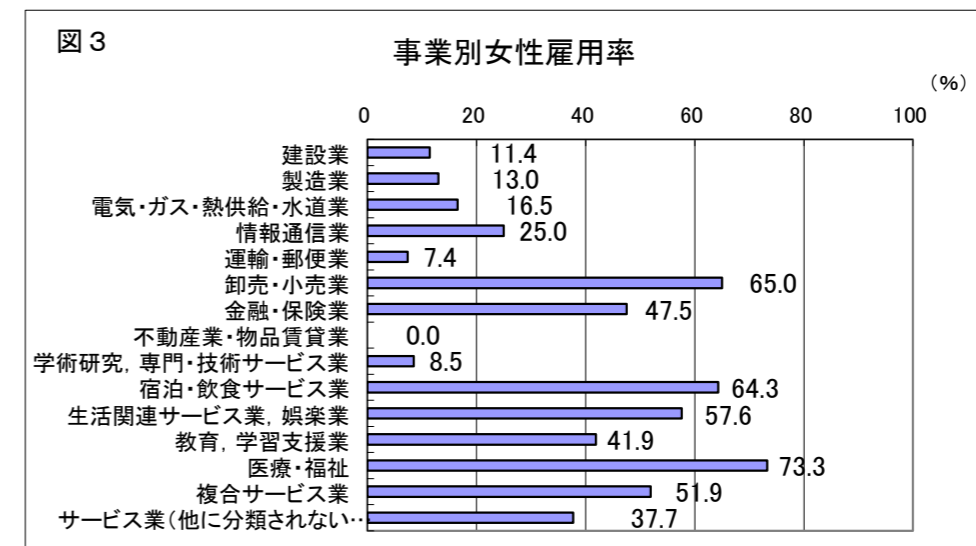
①事業所の常用労働者総人数に占める女性労働者の割合は、35.5%です。(図1)



②各事業所における女性の雇用率は、0～20%未満が51.1%と最も多くなっています。(図2)



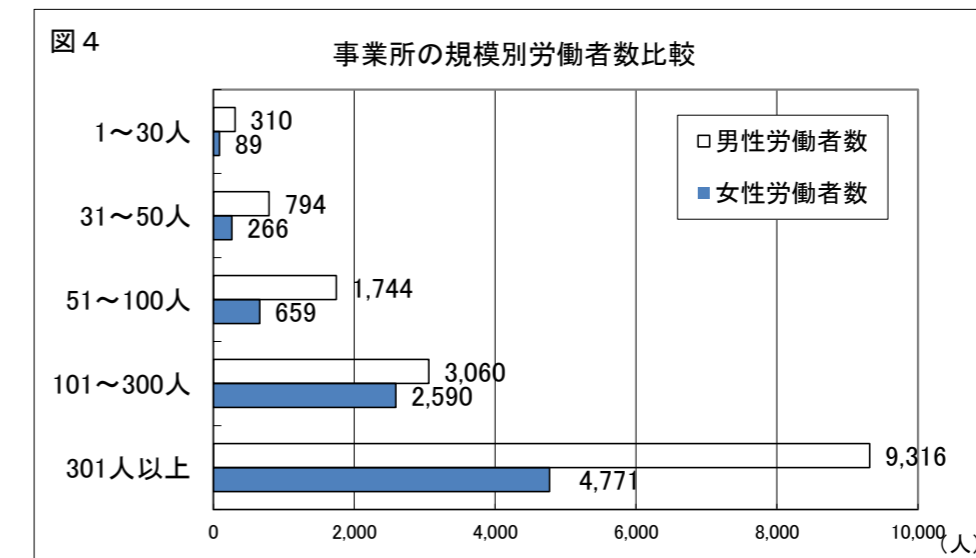
③女性雇用率の高い事業内容は、「医療・福祉」73.3%、「卸売・小売業」65.0%、「宿泊・飲食サービス業」64.3%の順です。
 一方、女性の雇用率が低いのは、「不動産業・物品賃貸業」0%、「運輸・郵便業」7.4%、「学術研究、専門・技術サービス業」8.5%の順です。（図3）



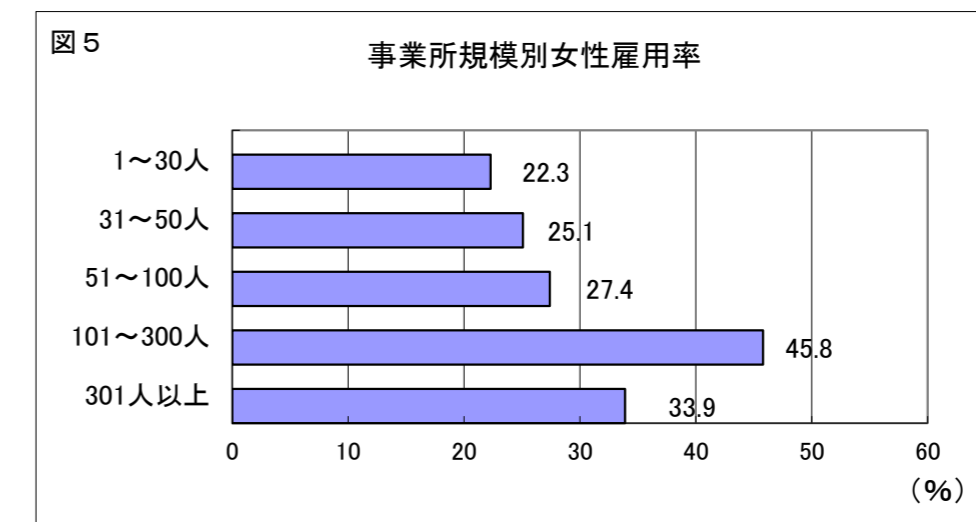
(2) 事業所の規模別男女常用労働者数

事業所規模	男性労働者数	女性労働者数	合計
1～30人	310	89	399
31～50人	794	266	1,060
51～100人	1,744	659	2,403
101～300人	3,060	2,590	5,650
301人以上	9,316	4,771	14,087
合計	15,224	8,375	23,599

①女性常用労働者数が最も多いのは「301人以上」の事業所で、全女性常用労働者数の57.0%です。（図4）



②「事業所規模別の女性雇用率」は、101～300人の規模の事業所が45.8%で最も多く、301人以上の規模の事業所が33.9%、51～100人の規模の事業所が27.4%、31～50人の規模の事業所が25.1%、1～30人規模の事業所が22.3%です。（図5）

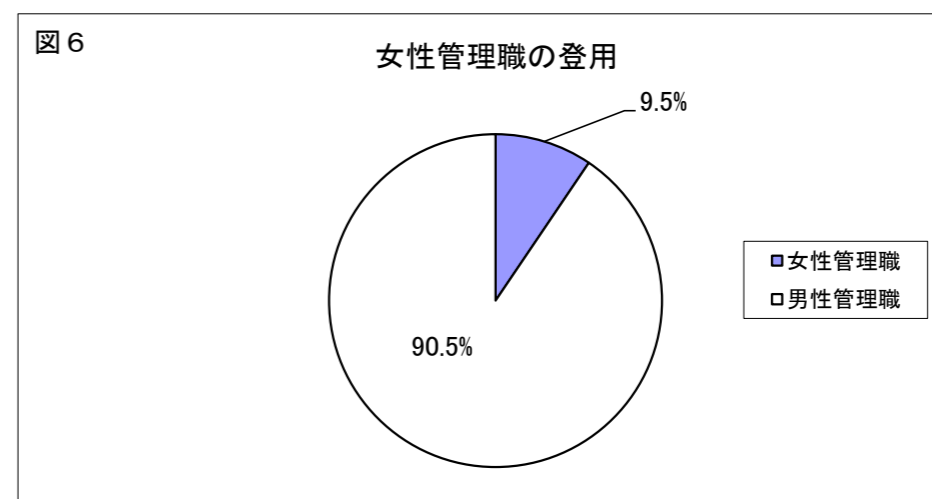


(3) 事業所における女性管理職の登用

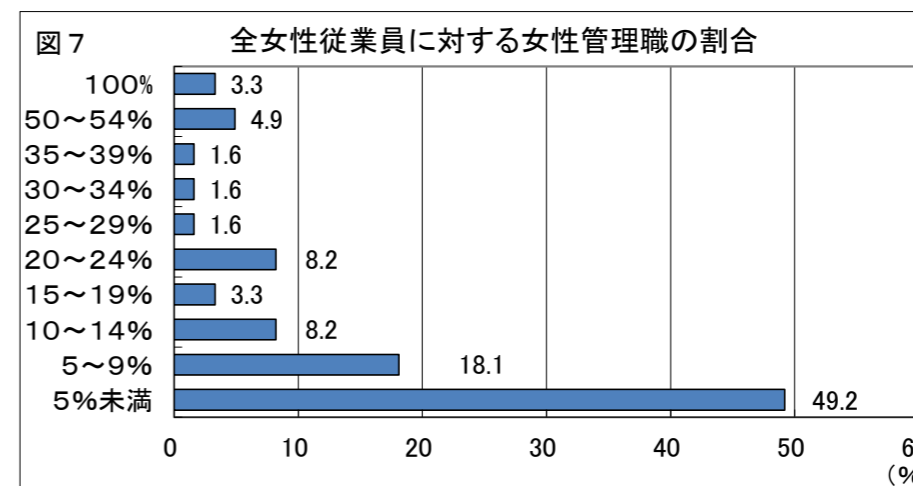
①女性を管理職（課長クラス以上の職）に登用している事業所は、137事業所中61事業所で44.5%、全管理職2,324人に対する女性管理職220人の割合は9.5%です。（図6）

(人)

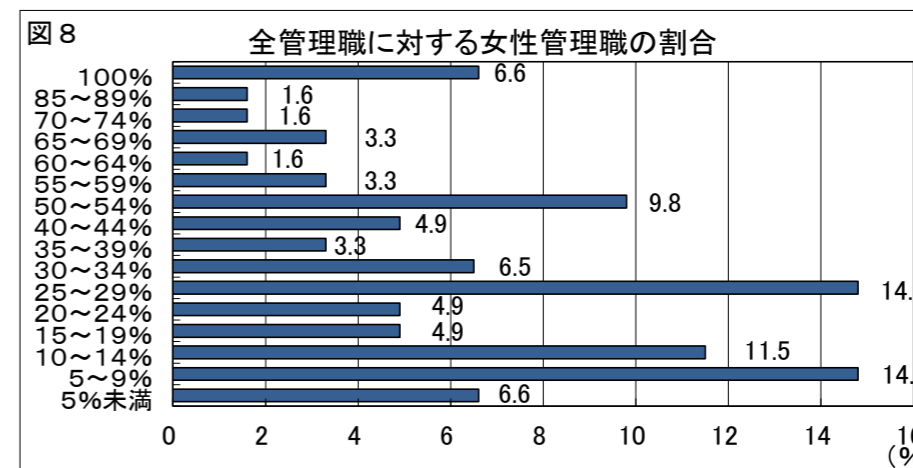
事業内容	管理職数	女性管理職登用数
建設業	279	3
製造業	1,022	16
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0
情報通信業	7	0
運輸・郵便業	71	8
卸売・小売業	163	9
金融・保険業	70	6
不動産業・物品賃貸業	0	0
学術研究, 専門・技術サービス業	57	0
宿泊・飲食サービス業	2	2
生活関連サービス業, 娯楽業	19	2
教育, 学習支援業	31	6
医療・福祉	370	148
複合サービス業	58	6
サービス業（他に分類されないもの）	165	14
合計	2,324	220



②女性を管理職に登用している事業所における「全女性従業員に対する女性管理職の割合」は「5%未満」が49.2%と最も多く、つづいて「5~9%」が18.1%です。（図7）



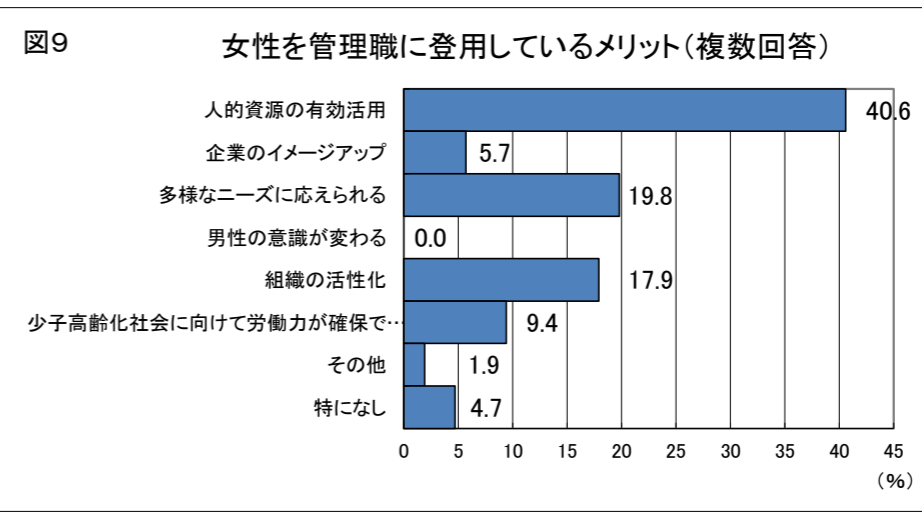
③女性を管理職に登用している事業所における「全管理職に対する女性管理職の割合」は「5~9%」と「25~29%未満」が14.8%で最も多く、つづいて「10~14%」が11.5%です。（図8）



④女性を管理職に登用している事業所が、女性を活用することについてメリットと認めていることは「人的資源の有効活用」が40.6%で最も多く、つづいて「多様なニーズに応えられる」が19.8%です。(図9)

その他の意見

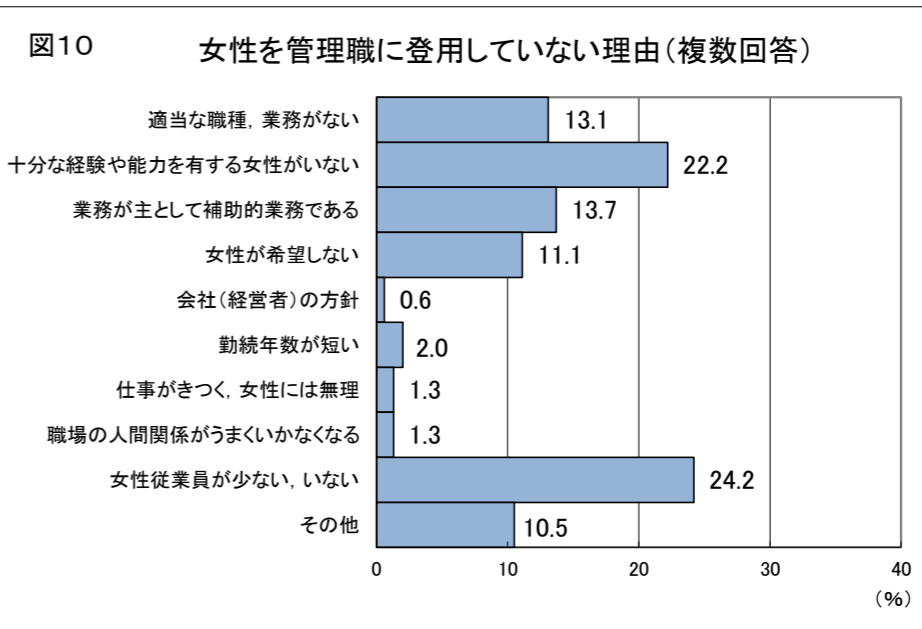
○男性とは違った視点で物事を見ることができる。



⑤「女性を管理職に登用していない」事業所において、女性を管理職に登用していない理由は、「女性従業員が少ない、いない」が24.2%、「十分な経験や能力を有する女性がいらない」が22.2%です。(図10)

その他の意見

- 結果的な現状であり登用しない理由はない
- 将来の管理職候補はいる
- 管理職は職位にしている
- 現在適任者がいない
- 夜勤があり女性に不向きな業務内容
- 正社員の女性がいらない
- 特に理由はない

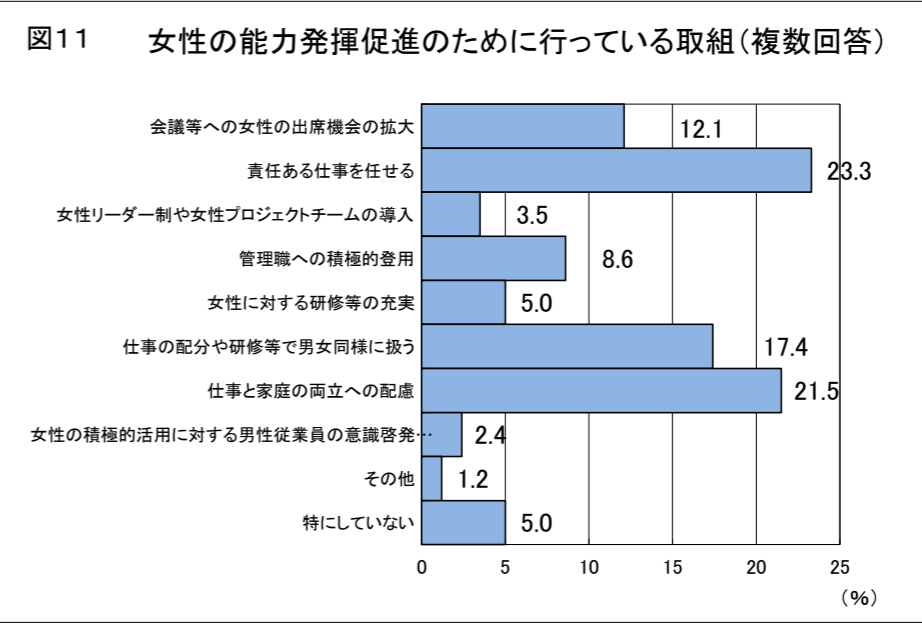


(4) 女性の能力発揮促進のために行っている取組

女性の能力発揮促進のために事業所が行っている取組として多いのは、「責任ある仕事を任せる」が23.3%、「仕事と家庭の両立への配慮」21.5%、「仕事の配分や研修等で男女同様に扱う」17.4% (図11)

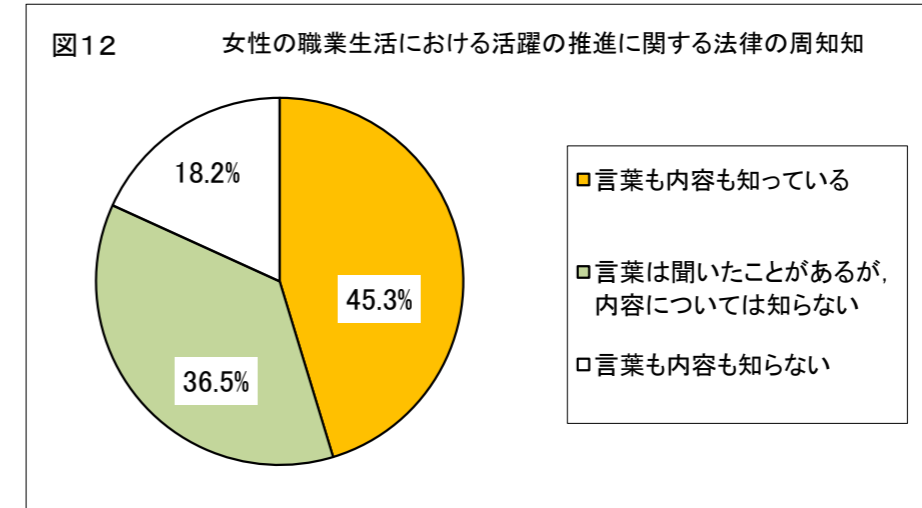
その他の意見

- 女性の意見や提案の採用
- 総合職への女性の登用
- 男女で特に変えていない



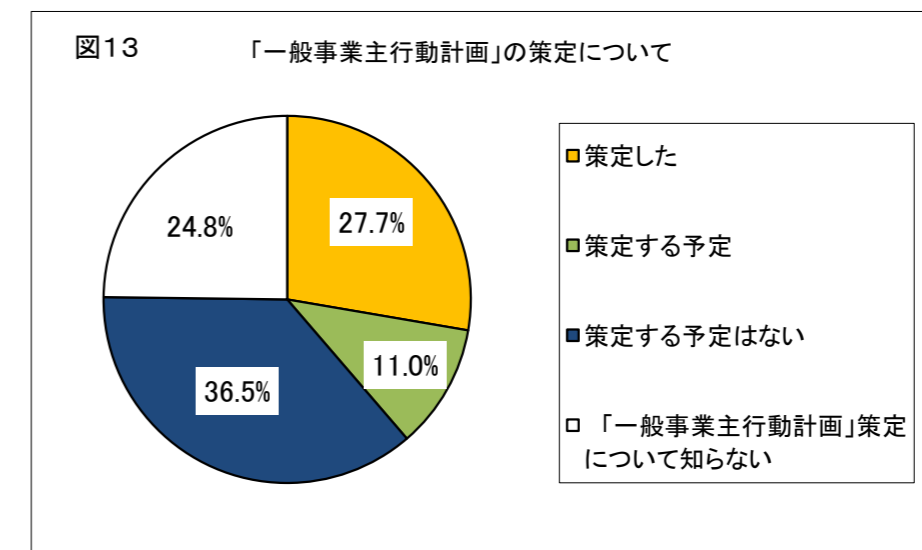
(5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について

「言葉も内容も知っている」が45.3%、「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が36.5%で、言葉の認知度は81.8%となっています。
(図12)



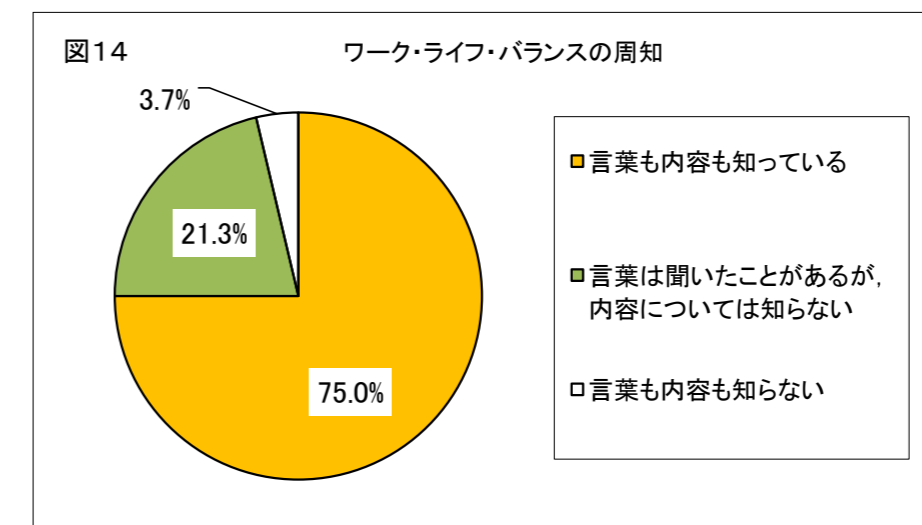
(6) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の策定について

「策定した」が27.7%、「策定する予定」が11.0%となっています。
(図13)



(7) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

「言葉も内容も知っている」が75.0%、「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が21.3%で、言葉の認知度は96.3%となっています。
(図14)

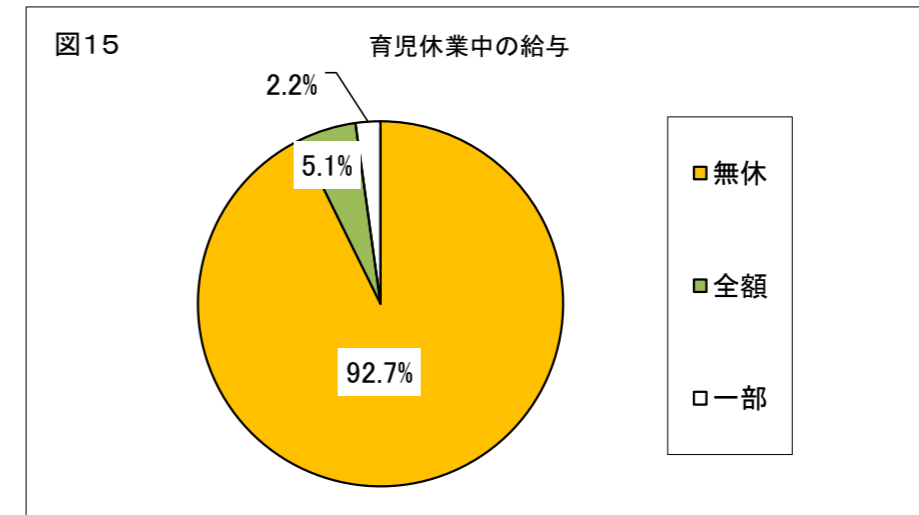


II 回答事業所における職場環境整備の進捗状況

(1) 育児休業中の給与について

①事業所における「育児休業中の給与」は、無給92.7%（127事業所），一部支給2.2%（3事業所）です。

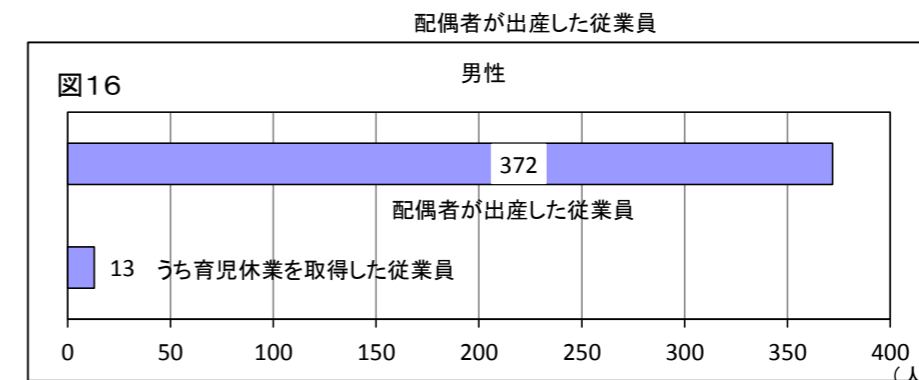
また，一部支給される給与の割合では，20%支給が2事業所，12.5%が1事業所です。（図15）



②平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に育児休業を取得した人数と割合

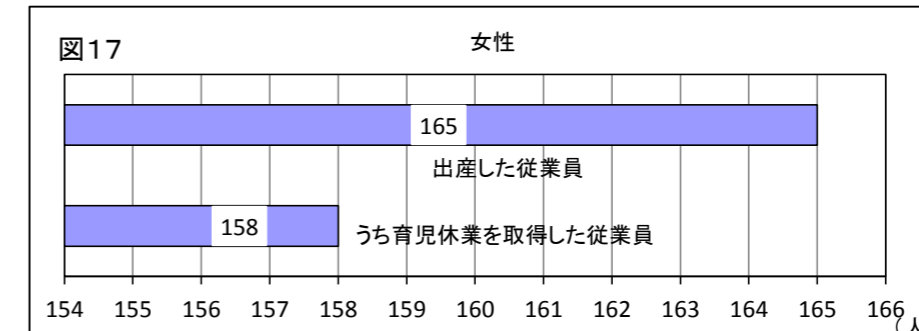
		(人)
男性	配偶者が出産した従業員	372
	うち育児休業を取得した従業員	13
	取得率	3.5%

(図16)



		(人)
女性	出産した従業員	165
	うち育児休業を取得した従業員	158
	取得率	95.8%

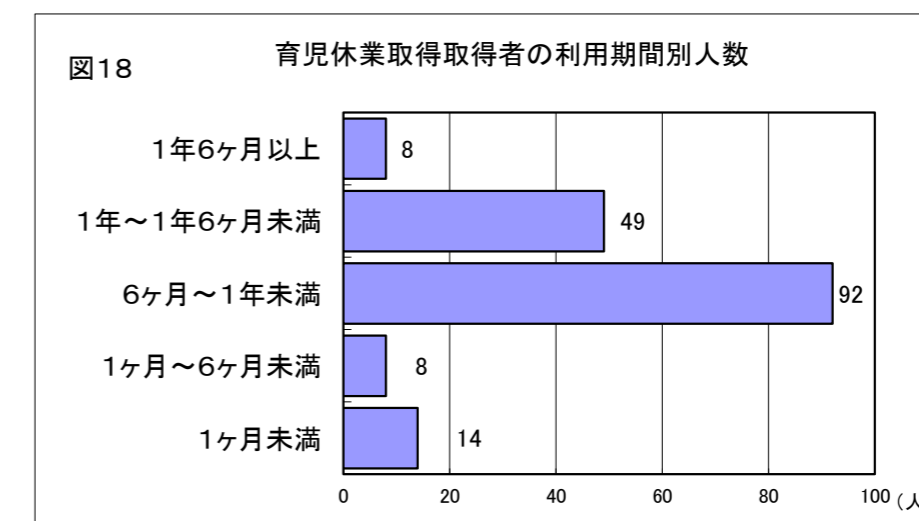
(図17)



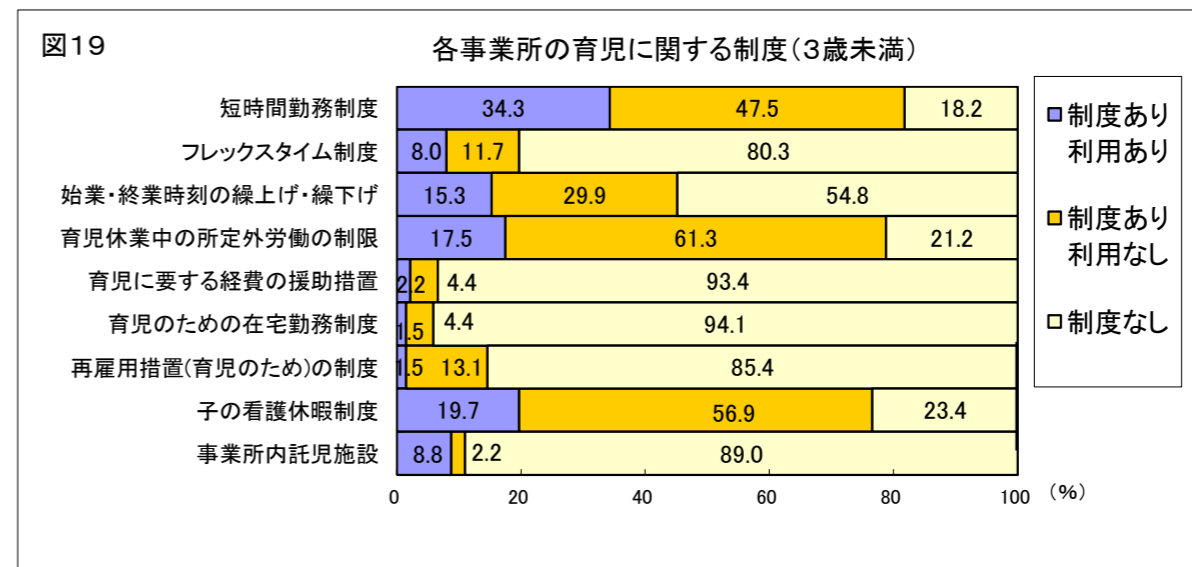
③育児休業取得者の利用期間別人数

	1ヶ月未満	1ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上	計
男性従業員	13人	0人	0人	0人	0人	13人
女性従業員	1人	8人	92人	49人	8人	158人
計	14人	8人	92人	49人	8人	171人

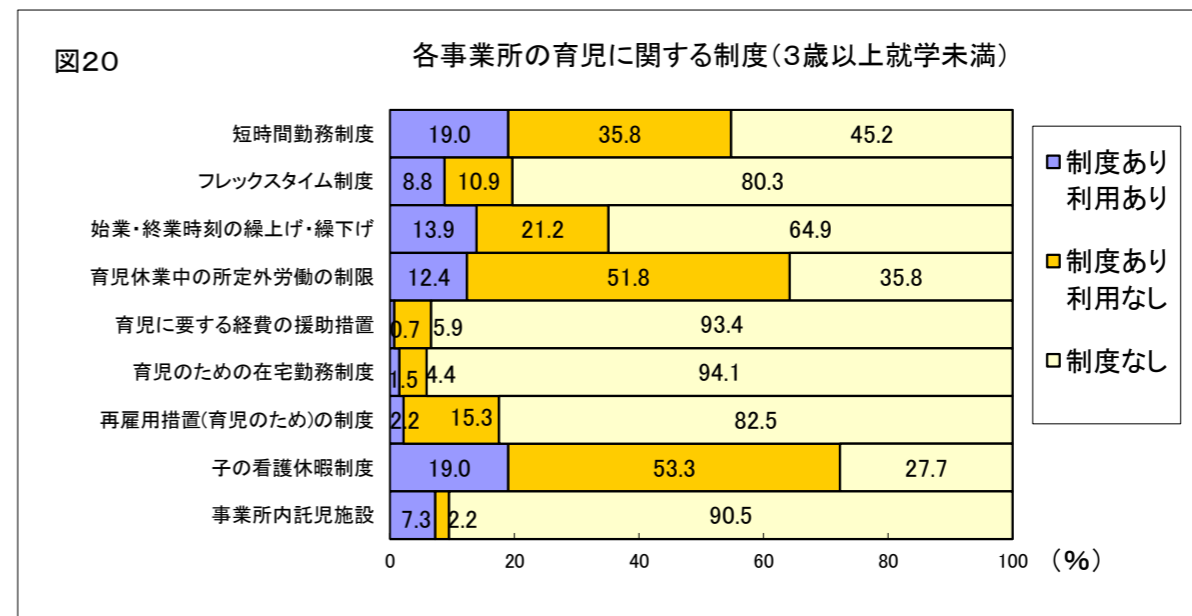
(図18)



④各事業所の育児に関する制度（3歳未満）は、「短時間勤務制度」がある事業所が81.8%、「育児休業中の所定外労働の制限」の制度がある事業所が78.8%です。（図19）



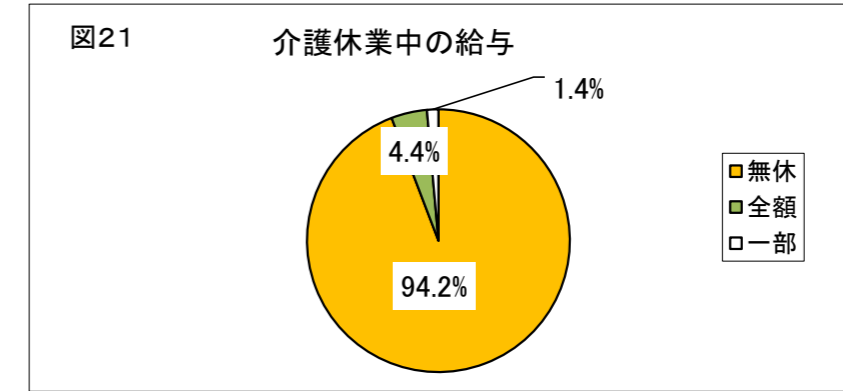
⑤各事業所の育児に関する制度（3歳以上就学未満）は、「子の看護休暇制度」がある事業所が72.3%、「育児休業中の所定外労働の制限」がある事業所が64.2%です。（図20）



(2) 介護休業中の給与について

①事業所における「介護休業中の給与」は、無給94.2%（129事業所）、一部支給1.4%（2事業所）です。

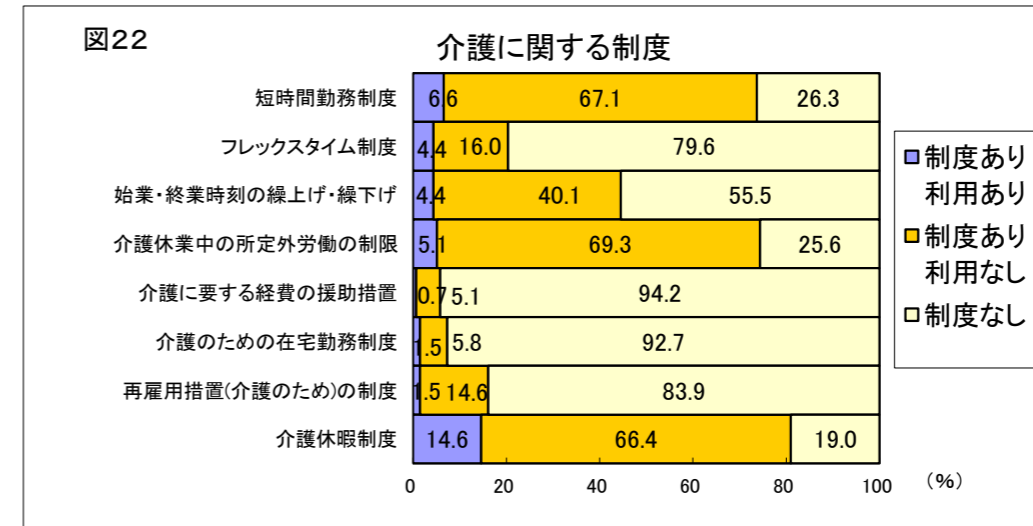
また、一部支給される給与の割合では、20%支給が2事業所です。（図21）



②平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に介護休業を取得した人数

介護休業を取得した男性従業員（5社）	9人
介護休業を取得した女性従業員（5社）	6人

③各事業所の介護に関する制度は、「介護休暇制度」がある事業所が81.0%、「介護休業中の所定外労働の制限」がある事業所が、74.4%です。（図22）



(3) 事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策について

「保育施設や保育サービスの充実」が27.1%、「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所に対し国や自治体の支援の充実」が22.2%、続いて「高齢者や病人のための施設や介護サービス」の充実が20.4%です。（図23）

その他の意見

○現場における女性労働者の比率を法的に決めてほしい

